

訪問介護の処遇改善を求める意見書

2024年4月1日より適用される介護報酬単位の改定において、厚生労働省は全体で1.59%の増とし、特別養護老人ホーム等の大半のサービスの基本報酬は上がっているが、訪問介護は身体介護、生活援助、通院等乗降介助ともに、基本報酬が引き下げられることが明らかとなった。

訪問介護は在宅ケアの最前線であり最後のとりででもある。高齢者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために、介護従事者が在宅での支援を続けている。

しかしながら、訪問介護事業所の31%が19人以下の小規模であり、厚生労働省の直近の調査でも事業所の40%が赤字である。東京商エリサーチの調査では、2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最悪となっている。

政府は「地域包括ケアシステム」を掲げるが、その根幹となる訪問介護は既に極度の人材不足であり、危機的な状況である。2022年の訪問介護の有効求人倍率は15.3倍であり、また訪問介護従事者の高齢化も突出している。これは、訪問介護従事者の賃金が低く、移動時間、待機時間、キャンセル時の補償等が、非常に不安定であるのが大きな要因である。

高い処遇改善加算率とした、と厚生労働省は説明しているが、加算に関する要件は厳しく、またその事務作業は煩雑であり、小規模な事業所では取得は難しいと考えられる。加算ではなく、基本報酬を上げ、訪問介護事業の経営安定を図るべきである。

訪問介護従事者の処遇改善がなされず、訪問介護の現況に逆行する基本報酬の引下げは、介護従事者の離職、人材不足に拍車をかけ、高齢者はサービスを選択する権利が失われ、結果的にケアプランが組めず介護難民が急増するのは確実であり、家族介護者はさらに追い込まれ、介護離職の増加も懸念される。

よって、国においては、「地域包括ケアシステム」を推進するのであれば、地域に根差した訪問介護事業所とそこで働く従事者を支えることができるよう、次の事項を実現することを要望する。

- 1 「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業継続を可能とするために、訪問介護の基本報酬の引下げの撤回をし、加算ではなく実態に合った基本報酬の引上げを行うこと。
 - 2 訪問介護の人材不足を解消するために、介護従事者の処遇改善を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

様

東京都府中市議会議長

手塚としひさ